

燻蒸作業場所指定申請

事 項	燻化アルミニウムとその分解促進剤を含有する製剤を使用してコンテナ内におけるねずみ、昆虫等を駆除を行う場合の場所の指定を受けるとき。		
根拠法令等	法第3条の2 令第30条第2号イ 細則第17条		
提出書類	1 燻蒸作業場所指定申請書 2 添付文書 コンテナの周囲100メートル以内の地域の概要を記した見取り図		
提出先	奈良県薬務課	標準処理期間	7日 (閉庁日及び書類補正期間を除く)
受理機関	知事(薬務課)	提出部数	1部
手数料	不要		

< 留意事項 >

- 1 コンテナの周囲100メートル以内としているが、危害防止の観点から概ね100メートルの範囲で見取り図を徴収すること。
- 1 燻蒸場所指定申請にあたり、特定毒物使用者(燻化アルミニウムとその分解促進剤を含有する製剤)の指定を受けていること。

燻蒸作業場所指定申請書

指定証の番号及び 指定年月日	第 平成 年 月 日
作業場所	
作業日時	
作業内容	

毒物及び劇物取締法施行細則第17条第1項の規定により、上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

奈良県知事 殿

住 所

氏 名

TEL () -

印